



様式第6号（第19条第1項関係）

指定処理施設等施設設置許可証

令和8年2月27日

住所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号）第12条第1項の許可を受けた指定処理施設等であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	令和8年2月27日	許可番号	1-1-0524
施設の種類	指定処理施設（選別施設）		
処理する産業廃棄物の種類	木くず、廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、紙くず、繊維くず		
設置の場所	茨城県ひたちなか市大字高野字大房地 1967 番 1 外 9 筆		
処理能力	122.53 t / 日（8時間）		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ④無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法令を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		